

平成 23 年 度

定期 監 査 (第 1 次) 結 果 報 告 書

平成 23 年 8 月 2 日
北 見 市 監 査 委 員

平成 23 年度 第 1 次定期監査結果

1 監査の対象

監査の対象部局等については、本年度の北見市監査計画に基づき、次のとおり定めました。

- 市民環境部 上常呂出張所
- 保健福祉部 保育課高栄保育園（現地監査）
- 農林水産部 農政課
- 商工観光部 産業立地労政課
- 都市建設部 土木課
- 都市再生推進室
- 学校教育部 錦水小学校（現地監査）、小泉中学校（現地監査）
- 社会教育部 スポーツ課、青少年課東児童センター（現地監査）

2 監査の期間

平成 23 年 5 月 20 日（金）から平成 23 年 7 月 25 日（月）まで
（うち、現地監査 6 月 15 日（水））

3 監査の主眼及び方法

平成 22 年 10 月から平成 23 年 3 月までにおける財務に関する事務事業について、財務規則等に基づき事務処理が行われているか、また、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、契約（工事、業務委託等）、物品等の管理・保管を主たる対象事項として実施しました。

4 監査の結果等

(1) 結果の区分

監査結果については、次の2区分とし、それぞれ該当するものについて、この区分により記載をしました。

・指摘事項

違法又は不当な事項に該当し、是正若しくは改善が必要なものの又は未然防止のため今後十分な注意を要するもの。

・指導事項

違法又は不当な事項に該当しないが、現状の方策、処理方法等については是正又は改善の必要があると認められるもの。

*「違法」とは、法令(市の条例、規則、その他の内部規程を含む。)の規定に違反することをいい、「不当」とは、違法ではないものの、行為、状態等が実質的に妥当性を欠き適当でないものをいいます。

(2) 監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められましたが、事務処理の一部に、次のような是正又は改善の必要がある事項を確認しました。

〔共通指摘事項〕

○ 時間外勤務等命令の事務処理について

週休日に勤務を命ずる場合は、所属長が振替日を指定し、振

替を実施することになってはいますが、振替日を指定していないもの、振替が未実施のままのものが散見されたほか、1日の実施時間数の計算誤りもみられました。

また、命令票の事務処理において、確認印・訂正印漏れや記載内容・記載方法の不備等が散見されました。

時間外勤務等命令の事務処理における指摘・指導事項は、定期監査対象課が変わるたびに同様の指摘・指導を行っています。

全部署において、「時間外勤務の手引き」等に基づく事務処理方法を改めて確認し、これらに係る事務処理を適切に行うとともに、振替休日については、職員の健康管理の観点からも、確実に実施するよう努めてください。

【共通指導事項】

○ 公用車運転日誌の事務処理について

公用車の運転日誌については、使用の都度、運行状況の報告記録を記載することになってはいますが、記載が鉛筆書き、用務地や用務内容が具体的でない、車両番号・使用者・距離の記載漏れ等、運転日誌の記載の内容・方法についても、相変わらずの不備が目立ちました。

公用車運転日誌は、「北見市庁用自動車管理規程」及び「北見市車両運行管理要綱」に基づく公文書となりますので、適切な記載が必要であり、公用車の運行実態を把握する意味からも、適切な事務処理を求めます。

監査の結果に基づき講じた措置(平成23年12月1日公表)

次のとおり市長から、平成23年度定期監査(第1次)結果に基づく措置の通知がありました。

平成23年度定期監査(第1次)結果の内容	市長が講じた措置
<p>[共通指摘事項]</p> <p>○ 時間外勤務等命令の事務処理について 週休日に勤務を命ずる場合は、所属長が振替日を指定し、振替を実施することになっているが、振替日を指定していないもの、振替が未実施のままのものが散見されたほか、1日の実施時間数の計算誤りもみられた。 また、命令票の事務処理において、確認印・訂正印漏れや記載内容・記載方法の不備等が散見された。 全部署において、「時間外勤務の手引き」等に基づき事務処理を適切に行うとともに、振替休日については、職員の健康管理の観点からも確実に実施するよう努められたい。</p> <p>[共通指導事項]</p> <p>○ 公用車運転日誌の事務処理について 公用車の運転日誌については、使用の都度、運行状況の報告記録を記載することになっているが、記載が鉛筆書き、用務地や用務内容が具体的でない、車両番号・使用者等記載内容・方法についての不備が目立った。 公用車運転日誌は、「北見市庁用自動車管理規程」及び「北見市車両運行管理要綱」に基づく公文書となるので、適切な事務処理を求めらる。</p>	<p>平成23年8月19日開催の定例部長会議において、平成23年度第1次定期監査における指摘事項の報告をし、改めて適正な事務処理を行うよう周知を図った。 また、職員の登退庁時の管理のあり方を含め庁舎管理上の課題もあるところから時間外勤務命令等の事務の効率化を図るためICTを活用した対応等を検討していく。</p> <p>平成23年8月19日開催の定例部長会議において、平成23年度第1次定期監査における指摘事項の報告をし、改めて適正な事務処理を行うよう周知を図った。</p>